**生駒市東菜畑２丁目　自主防災会会則**

**【総則】**

**第　１条：本会の名称は「東菜畑２丁目自主防災会」と称する。**

**第　２条：本会は、東菜畑２丁目自治会　会則第４条に定める会員をもって構成する。**

**第　３条：本会は、住民相互共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等の自然災害による、被害の防止および軽減を図ることを目的とする。**

**第　４条：本会は、前条の目的を達成するために、次の事業（取り組み）を行う。  
①防災に関する知識の共有と啓蒙活動。  
②自然災害に関する、災害予防対策に関すること。  
③災害発生時における情報の収集・伝達、初期消火、避難誘導等応  
　急対策に関すること。  
④防災訓練実施に関すること。  
⑤防災資機材等の整備に関すること。  
⑥その他、本会の目的を達成するために必要と、役員会で判断された  
　　こと。**

**【役員および役員会】**

**第 5条：本会の事業推進の意思決定機関として「自主防災会役員会」を置く。  
役員会メンバは、・防災会長　・防災副会長　・自治会長　・自治会副会長  
・自治会会計にて構成するものとする。**

**第　6条：役員を担当する班は、各年度の自治会「各部・班構成」表にて割り当てるも  
のとする。**

**第　7条：防災会長は、本会を代表するとともに、会を総括し災害発生時における  
応急対策活動の指揮を行う。**

**第　8条：防災副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときに、その職務を代行する。**

**第　9条：自治会長、自治会副会長は、防災会長、副会長を補佐し、防災全般の取  
り組みのために助言、支援するものとする。**

**第10条：役員会は、検討議題等必要に応じて防災会長が招集する。ただし役員  
の３分の１以上の要求があった場合は、臨時に召集することができる。**

**第11条：役員会は、以下の議題、審議事項を検討し、推進方針と対応内容を決**

**めてゆく。**

1. **自主防災活動の「計画立案」「推進方法」「課題への解決策検討」**
2. **活動に必要と　なる　予算の執行決裁と収支管理。**
3. **本会則の、変更、改訂。**
4. **生駒市、奈良県　等からの要請に基づく依頼事項について、実施計画  
   の策定。**
5. **その他　自主防災活動に関わる取り組み事項に関するもの**

**【事務局の設置と運営】**

**第12条：防災会長他役員の任期は原則１年間で、取り組み内容やノウハウ、ナレ  
ッジの継承が図られないことを避けるため、役員会傘下に「自主防災会  
事務局」を設置する。**

**第13条：自主防災会事務局は、防災会長が任命した事務局長および必要となる  
事務局員で構成する。事務局の構成、役割、任期については、役員会にて  
都度審議して決定してゆくものとする。**

**【会計および監査】**

**第14条：本会の事業推進に必要となる経費は、自治会防災部予算より充てるもの  
とする。**

**第15条：予期せぬ災害発生等、緊急に必要な経費負担が生じた場合は、役員関  
係者にて協議の上、自治会予備費からの充当にて対応するものとする。**

**第16条：年度末に行う会計監査は、自治会会計全体での監査に準じて、実施す  
るものとする。**

**【付則】**

**この会則は、令和７年　４月　１日より施行する。**